

【Reference Review 59-1号の研究動向・全分野から】

「観光立国」としての日本

商学部教授 広瀬 憲三

1990年以降低迷を続けている日本経済に、最近少し明るい兆しが見え始めている。日本経済は、高度経済成長期から製造業の輸出を中心として成長してきた。これに対して、1985年のプラザ合意での円高とそれに伴う企業の海外への生産拠点のシフト、また韓国、台湾、中国などアジア諸国を中心とした経済発展により、従来とは異なる成長戦略が求められるようになってきている。

その1つとして「観光立国」を目指す流れが注目されてきている。平成14年(2002年)、当時の小泉首相のもと、海外からの旅行者の拡大とそれを通じた地域の活性化を図る方針が示され、翌平成15年には「ビジット・ジャパン・キャンペーン」、平成18年(2006年)には「観光立国推進基本法」が成立し、平成20年(2008年)には国土交通省の外局として「観光庁」が発足した。

さらに2012年9月のIOC総会において、2020年のオリンピックが東京で開催されることが決まり、スポーツ、観光に対する関心が高まっている。

井上博文論文(「観光立国宣言から十年、日本と地域の観光はどこに向かうか」、井上博文、商工ジャーナル、Vol.39. No.3. 2013)は戦後の日本の観光政策について、1964年の「東京オリンピック開催後の1966年から98年ごろまでの観光政策は、好転した国際貿易収支の黒字を国際旅行収支のマイナスで調整するくらいの考え方」であり、外国人旅行者を積極的に誘致しようとする取り組みを怠ってきたと主張する。バブル崩壊後、政府は様々な観光戦略を考え、国内観光客、外国人観光客の拡大を目指している。これらの政策について、井上論文では、国内観光については、国内観光客の増加のために休暇をとることを義務付けるような立法化をおこなうか、国内観光客のパイを増やせない場合は、地域間での観光資源開発の競争に勝ち残るしかないと考える。これに対し、外国人観光客を増加させる可能性は大きく、そのための戦略として、①各外国人観光客のニーズを的確に捉えた観光戦略、②外国人目線に立った戦略、③外国人の発想を生かした戦略、④外国人に自分たちの街を知ってもらう情報通信の利用戦略が重要であると考え、井上論文では、今の組織では外国人旅行者の誘致施策と国内組織との連携が不十分であるため、これらの戦略を達成することは難しいと考え、望ましい組織体系を提示している。

低迷を続けている今の日本経済の中で、特に「観光」を通じての地域の活性化は地方にとっては重要である。この旅行者がもたらす県内産業への経済波及効果について分析した論文として、直野・小野・下田論文(「旅行者・観光客の消費がもたらす県内産業への経済波及効果について」直野智和、小野宏、下田憲雄、大分大学経済論集 Vol.64 No.5-6 2013)がある。直野・小野・下田論文は、産業連関表を用いて、大分県への旅行者・観光客の消費が大分県内の産業、雇用などに与える効果を分析している。分析の結果、生産誘発効果は2420億円余りであり、このうち、県内の雇用者所得に与える誘発効果は667億円余りと大きなものであることがわかる。

オリンピックに限らず、サッカーのワールドカップなど国際的なスポーツイベントは多くあり、そ

れらに伴い多くの旅行者が開催国を訪れる。「観光立国」を目指す日本にとってこれらの国際的なスポーツイベントは重要となる。なぜなら、当然彼ら・彼女らはスポーツ観戦だけではなく他の観光施設へも足を運ぶからである。このようなスポーツの経済効果について論じている論文として、伊多波論文（「スポーツの経済効果をどのように測るか」伊多波良雄 経済セミナー No.671 2013）がある。伊多波論文は乗数効果、産業連関分析などの経済学的手法を用いてスポーツがGDPなど経済に与える効果について解説をしている。

観光資源をどのように活用するかとしての「観光立国」ではなく、日本が持つ既存の優れた技術を観光と結びつけるものの1つとして、医療と連携した観光の推進がある。実際にアラブの患者を受け入れ心臓外科の手術などがおこなわれている。玄田論文（『ケア・ツーリズム』で世界の富を日本に呼び込め」玄田有史 エコノミスト Vol.91 No.12）は、日本の「おもてなし」の心に基づく日本の先端医療・福祉を世界の富裕層に提供する「ケア・ツーリズム」を提案している。かつて隆盛を誇った製造業などでは就業者は減少しているが、医療・福祉の就業者は介護保険制度の成立後拡大しており、2012年には706万人と10年前より230万人余り増加している。日本国内では、これを高齢化により、否応なく増えているとネガティブに見る向きもあるが、玄田論文では、日本の「おもてなし」の精神は世界に受け入れられるものであり、この精神を外国の富裕層に提供するケア・ツーリズムの概念を確立し、実践していくことの重要性を主張している。そのためには、①外国人向けの独自の医療制度の創設、②病院・介護施設での外国人富裕層向けの特別なVIPルーム、③外国人患者への対応に業務を限定した看護師、等の体制を整備する必要があると考えている。このようなケア・ツーリズムが実現すれば、日本の医療技術もあがり、そのような施設を作ることにより地域の活性化にもつながり、また、医療・福祉分野で働く就業者の報酬の改善にもつながるなど現在低迷している日本経済の活性化の処方箋となると考えている。

2011年におこった東日本大震災により、海外からの旅行者の減少のみならず国内の旅行者の減少もあり、「観光立国」を目指す日本にとっては大きな痛手となったが、東北の復興に向けての動き、オリンピック招致など、これから「観光立国」が日本経済の成長の大きなエンジンとなる可能性に期待したいし、そうなるよう、政府は規制緩和を含め様々な政策をとる必要がある。

【Reference Review 59-1号の研究動向・全分野から】

「幸福度」研究と「持続可能な発展」研究の統合への期待

産業研究所准教授 市川 顕

持続可能な発展が人口に膾炙されて久しい。その起源は、漁業資源の乱獲による資源枯渇の回避を目指した1946年の国際捕鯨協定における最大維持可能漁獲量であるとも、「自助、基本的ニーズの充足、人間と地球の共存の原則に基づき、将来世代を考慮して、社会経済的目的と生態系維持を調和させようとする開発」として1976年の国連人間居住会議で提唱されたエコ開発であるとも言われるが、当概念の普及に最も寄与したのは、疑いなく1987年に環境と開発に関する世界委員会（WCED）によって発表された *Our Common Future* である。ここで持続可能な発展とは「将来世代が自らのニーズを充足する能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすこと」として定義され、以後、この

概念の達成に向けた努力が一連の国連環境会議において追求されてきた。

しかし、持続可能な発展をめぐる国際交渉は、決して円滑に進んだとは言い難い。主な要因は、「経済か環境か」という二項対立的な議論のもとで、先進国と発展途上国のあいだでの合意形成が難しかったことによる。また先進国においても、昨今の日本における「原発稼働が電力危機か」という議論にみられるように、持続可能な発展概念を現下の政策に組み込む際には一定の困難が拭えない。ここにおいて石見が主張するように、人間開発（福祉的観点）と持続可能な発展（環境的視角）の統合¹⁾の必要が認識され始めている。

『生活経済政策』（2013年4月）の特集〈「持続可能社会」と「幸福社会」の両立〉は、この問題に対する一定の貢献をしている。高橋論文²⁾は、持続可能性と幸福度の共通点として「共に経済活動中心の国内総生産（GDP）では測れない社会状況や発展段階を示す概念」³⁾である点を強調し、両概念研究の接点を模索する。とくに高橋が目指すのは「幸福」と「持続可能性」の統合の動きであり、「幸福に関する国連決議」および「リオ+20 成果文書」を参照し、互いに互いの領域へのアプローチが観察できる点を指摘する。その上で、2015年以降の次期ミレニアム開発目標（MDG）および同じ時期に検討されている持続可能開発目標（SDG）指標を統合することで「幸せで持続可能な社会の実現」⁴⁾することに期待を寄せる。

植田論文⁵⁾は、持続可能な発展と幸福との関係に焦点をあてる。植田は経済成長の限界として、資源・環境制約のほかに、「経済成長が福祉を向上させるとは限らない、人々を幸福にするとは限らない」⁶⁾点を指摘して、「持続可能な発展」「幸福」「経済成長」間の関係性をいま一度整理する必要性を説く。そして、このことをふまえた制度改革に論をすすめて、「制度は（中略）福祉の決定要因たる生産的基盤であるとともに、福祉の構成要素である幸福に貢献する制度という二重の性質を持つ（中略）。制度の改革はこの二重性を踏まえたものでなければならず、そうすることで幸福な持続可能な発展に近づくことができるのである。」⁷⁾と結ぶ。

では実際にどのように幸福度を測るのか。佐藤論文⁸⁾は国連環境計画（UNEP）が中心となって2012年に発表された包括的富指標を検討して、以下のように述べる。「包括的富指標が、所得ベースの政策運営から富ベースの政策運営に視点を移す重要な試みの一つであることは間違いない。この指標が、瞬間瞬間に生み出すモノの多さではなく、「過去から何を受け継ぎ、未来に何を引き継いでいくのか」を問う、真に持続可能な社会づくりへの第一歩となることを期待している」⁹⁾。

福島第一原発の事故後展開されているエネルギー・環境問題に関する議論（環境的視角）において、また、社会福祉の財政的負担や消費増税に関する議論（福祉的観点）において、現在、今後の日本のあり方が模索されている。ここにおいて「幸福度」と「持続可能な発展」研究が照らす道標は、ひとつの方向性として、決して小さなものではない。

-
- 1) 石見徹（2004）『開発と環境の政治経済学』東京大学出版会、p.5。
 - 2) 高橋義明（2013）「幸福度研究からみた持続可能な社会の実現」『生活経済政策』第195号、pp.9-15。
 - 3) 高橋義明（2013）、p.9。
 - 4) 高橋義明（2013）、p.14。
 - 5) 植田和弘（2013）「持続可能な発展と幸福の経済学」『生活経済政策』第195号、pp.4-8。
 - 6) 植田和弘（2013）、p.6。
 - 7) 植田和弘（2013）、p.8。
 - 8) 佐藤正弘（2013）「包括的富指標と持続可能な発展」『生活経済政策』第195号、pp.16-21。
 - 9) 佐藤正弘（2013）、p.21。

【Reference Review 59-2号の研究動向・全分野から】

消費税増税が決まった今だからこそ

経済学部教授 小林 伸生

2013年10月1日の閣議決定により、来年4月1日からの消費税率の8%への引き上げが正式に決定した。未曾有の危機的な財政状況にある今日の状況を鑑みると、やや遅きに失した感があるものの、今回の決定はようやく正常化に向けた動きの第一歩が踏み出されたものといえる。

消費税増税をめぐるのは、これまでも時期の問題や上げ幅の問題がしばしば議論になってきた。現時点での増税に否定的な議論の多くは、経済を成長軌道に乗らないうちの増税は負の影響が大きくなる、あるいは、安定的な成長が確認できなければ折角の回復基調の腰を折るといった議論であり、それらが選挙公約などの事情と絡みあうことによって、結果的に先延ばしにされ続けてきた経緯がある。

上記のように、一般に財政規律の回復（のための増税）と経済成長とは、二律背反の関係で議論されることが多い。この点に関して、法政大学の黒一正氏は、近年学説としてしばしば検証の対象となっている「政府債務のGDP比が閾値90%を上回れば、経済成長率が大きく低下する」というロゴフ仮説を紹介しつつ、過剰な政府債務は経済成長を低下させる可能性があることを示している。その上で、日本の政府債務は閾値を大きく超えており、過剰債務が経済成長を低下させる影響についても議論を深める必要性を訴えている（「アベノミクスと日本財政を巡る課題～現実の直視から、財政再建は始まる～」『地銀協月報』2013.5.）。同様に、日本総合研究所の河村小百合氏も、現在政府が掲げている2020年度基礎的財政収支均衡では、利払い費等の国債費は含まれないこと、仮に20年度に収支が均衡したとしても、利払い費の分だけ国債残高は増加することを指摘し、歯止めをかけるには、収支の大幅黒字を安定的に計上できる財政運営を継続する必要があることを指摘している。そして、その実現のために経済成長は我が国にとって重要であるが、財政の実情は、経済成長のみで問題を解決できる水準ではなく、財政規律の引き締めも併せて行うことの必要性を指摘している（「アベノミクスとわが国の財政運営が抱えるリスク～「財政構造抜本改革プログラム」が必要～」『金融財政事情』2013.5.20）。

消費税増税に伴う負の影響への対策として、総額5兆円規模の経済対策や、設備投資や賃上げを行う企業への減税等が位置付けられている。この点に関連して、東京大学の福田慎一氏は、我が国における賃金の下落は、技術力、国際競争力から見て不相応に高水準となっていた賃金を適正な水準へ戻す動きに過ぎない面があり、国際競争力を向上させる人材育成なくしては、日本企業が賃金上昇を維持することは難しいことを指摘している（「日本経済の持続的な成長に向けて～脱デフレの経済政策～」『日経研月報』2013.5.）。実は、左記のような労働生産性の相対的な停滞は、90年代以後の海外現地生産の進展により、輸出価格の相対的な下落が加速したことの影響もある。そのため、賃金上昇を持続的に進めるためには、労働力の質的向上と並んで、日本国内で生産された財・サービスの輸出を容易にする環境整備が必要であり、国内への企業立地インセンティブを高めることが必要なのである。

BNPパリバ証券の河野龍太郎氏は、現在の日本の状況は「低い潜在成長率、デフレ、円高、低い長期金利」の4点で特徴づけられるデフレ均衡の状態にあるが、これは理論的には不安定な均衡点であり、永続的なものではないことを指摘している。そして、何らかの理由でこのうち一つの要素でも修正された場合には、「インフレ、円安、高い長期金利」が生じる可能性が高まることを指摘している。

そのため、アベノミクスによって円安誘導に成功すれば、同時にデフレ均衡も崩壊し、その時に信頼に足る財政健全化策が用意されていなければ、財政危機が訪れるリスクがあることに警鐘を鳴らしている（「日本経済はデフレ均衡から抜け出せるか？」『地銀協月報』2013.4）。

消費税率の引き上げが決まって以後、財政規律の当面の改善に向けた安堵感と、増税に伴う景気の停滞に対する懸念から、経済対策の必要性の議論が顕在化してきている。しかし今回の決定は、極めて危機的な状況にあるわが国の財政事情の改善に向けた、最初の一里塚に過ぎない。安部内閣は消費税率10%への引き上げについては、経済情勢を総合的に勘案しながら決定するとしているが、果たして我が国の財政状況にそれほどの時間的猶予はあるだろうか。我々は、より大きな痛みを回避するためにも、近い将来の痛みを分かち合う必要があるように思われる。無論、それらは規制改革や法人税制の改革などを通じた国内での産業活動の活発化、成長のエンジンとなる産業の創出、労働生産性の改善などが併せて行われることで、国内の経済活動の総合的な体質改善と併せて行われるべきであることは論を俟たない。消費税増税が決まった今だからこそ、日本経済の中長期的な競争力の向上に何が必要とされているのか、改めて真剣な議論と合意形成が求められる。

【Reference Review 59-2号の研究動向・全分野から】

持株会社解禁後の動向分析

商学部教授 木山 実

1997年の独占禁止法改正で持株会社が解禁されてから2013年で16年となった。持株会社の解禁から一定の時間がすぎたということで、解禁後の動向や成果を検証する論稿がいくつか出てきている。

M & A 専門誌『MARR』2012年9月号は、「グループ戦略経営と持株会社」と題した特集を組んでおり、その中の吉富優子氏による「持株会社による経営統合とその後の動向」は、2012年7月までのデータの分析である。吉富氏によると持株会社の活用形態には「既存企業統合型」と「内部組織再編型」の2種あって、解禁後2012年7月までには、内部組織再編型が626件、一方99年の株式交換・移転制度施行後からみられようになった既存企業統合型は132件、両種合わせて758件になるという。圧倒的に内部組織再編型の方が多い。吉富論文は分量自体短いものだが、具体的な社名が多く出てきて、忘れかけていた種々のケースを想起させてくれる興味深いものである。

持株会社解禁に関する主要な論者の一人である下谷政弘氏による「日本の持株会社—その数奇な運命—」（福井県立大学『経済経営研究』第28号）は、経営史学者らしく戦前の財閥や新興コンツェルンから敗戦後の純粋持株会社禁止、事業持株会社解禁、94年のソニーのカンパニー制などに目を配りながら、97年の解禁に至る歴史的経緯に力点が置かれている。そして97年の解禁後の動向としては、上場企業の約1割が純粋持株会社を採用し、また非上場会社でも採用が相次いでいるという指摘があり、またこれに関連する論点として、M & Aにも言及する。すなわち解禁以前の日本における企業合併では、合併する企業双方の「面子」や「対等性」を尊重しなければならず、そのような「企業文化」がM & Aの発生件数を低く抑えてきていたのだが、解禁後、国内企業のM & A件数は一躍5～6倍に跳ね上がった。下谷氏によると純粋持株会社の採用パターンには(1)内部組織再編型、(2)業界再編型（上記の吉富氏のいう「既存企業統合型」）の2種あって、(2)業界再編型の持株会社採用は、直接

的な合併の代替手段としての側面をもっているという。解禁後、銀行や百貨店業界で典型的に見られた経営統合は、(2) 業界再編型の例であって、近年 M & A が急増したのはまさに、(2) 業界再編型＝「直接合併の代替手段」として重宝されたためであると指摘する。下谷氏には著書『持株会社と日本経済』（岩波書店、2009年）などもあって、上記の論稿はそこでの議論と重複するところもあるが、コンパクトにまとめられたものといってよいであろう。

一ノ宮士郎氏の「経営統合の成否要因分析」（『専修マネジメント・ジャーナル』第3巻1号）では、まず1997年～2007年の11年間で経営統合を行うと発表された事例60件のうち成功事例は49件、白紙撤回に至ったのが11件。そして成功事例49件を統合手法別でみると持株会社方式が38件、合併9件、子会社化2件という内訳であり、一方、白紙撤回11件では伝統的な「合併」という手法を利用している事例が多いとの指摘がなされる。さらに一ノ宮氏は、予定通り統合を達成した成功事例と白紙撤回した失敗事例において、成否を分けた要因は何だったのかという問題意識で議論を進める。そして回帰分析などによって、①成功事例、撤回事例いずれのグループでも収益力格差は確認されたものの財務の良好さは統合の成功には直結しない可能性がある。②持株会社方式と合併方式という2種の統合手法のうちでは、日本の企業風土に適した持株会社方式が統合の成功に影響を与えている。③競争環境への対応という動機が強い場合には統合成功に結び付きやすい。④経営統合を阻害する要因としては、過去へのこだわり・プライド、トップの対立・暴走、社風・文化の違い、問題先送り、危機意識等の格差、主導権争い、決定・統合までの所要時間の7項目が重要。⑤白紙撤回か否かに影響する要因については、採用した統合手法と統合阻害要因を凌駕する統合動機の相対的強さが大きく寄与している、などの結論を導き出しており、上記の下谷論文などの主張を定量分析によって一部補強する内容となっている。

川本真哉・齋藤隆志の両氏による「Business Integration and Corporate Performance under the Pure Holding company System in Japan」（経営史学会英文雑誌『JRBH』vol.29.2012:実際には2013年秋刊行）は、経営統合手段として合併ではなく持株会社を採用するのはいかなる動機からなのか、また持株会社採用によって経営統合した場合その事後的なパフォーマンスはいかなる影響を受けるのかという問題意識によって書かれたものである。同稿では2000年度から2010年度までの上場企業が実施した直接合併87件と持株会社による経営統合57件の計144件をサンプルとして定量分析がなされている。両氏によると、異なる産業に属する企業同士や統合参加企業の利益率格差が小さいときほど持株会社が採用される場合が多い。また合併や統合で予想される摩擦の回避の必要性が高い場合、あるいはブランド維持の必要性が高い企業同士の組み合わせでは、持株会社が採用されているという。さらに経営統合後のパフォーマンスについては、参加する企業の対等性が高い場合に持株会社を用いれば、企業パフォーマンスが向上するという結論を見いだしている。

持株会社解禁は、いわゆる「平成不況」から脱する一つの処方箋として導入されたといわれる。上記の研究は、いずれも不況から脱していない段階での研究であるが、現在デフレ状態からようやく脱出しつつある状況で、今後は持株会社や経営統合のあり方にも変化が予想されよう。今後の動向にも注目していきたいところである。

「バブルと金融政策」

経済学部教授 藤井 英次

ノーベル経済学賞を誰が受賞するのか毎年巷では様々な憶測が飛び交い、受賞者の決定後も話題には事欠かないのであるが、2013年は共同受賞者の予期せぬ顔ぶれが一際大きな話題を呼んだ。資産価格を巡る研究で知られるシカゴ大学のユージン・ファマ教授とエール大学のロバート・シラー教授が同時受賞とのニュースを聞いて経済学界でも驚きの声が上がった。(両者に加えて計量経済学の見地から多大な貢献をしたシカゴ大学のラース・ハンセン教授も同時受賞。)共に受賞に相応しい傑出した経済学者であることに違いないが、両者の資産価格に関する見解は180度異なるからである。

ファマ教授の研究が一貫して資産市場の効率性を強調するのに対して、シラー教授は資産市場のバブルの研究(そしていくつかのバブルを予見したこと)で知られる。従来、合理的経済主体を想定した標準的マクロ経済学ではバブルは無視されるか、或いは極めて限られた条件下で生じ得る特殊な現象として重要視されることがなかった。しかし、現実には住宅バブルやITバブルなど、バブルと疑われる状況はしばしば観察され、メディアにも頻繁に登場する。(勿論シラー教授がバブルと呼ぶものを、ファマ教授は市場の合理的価格調整と呼ぶだろうが。)

マクロ経済学者は従来の理論的枠組みを踏襲しつつ、もう少しバブルの発生や存在と正面から向き合う必要はなかるか。このような観点から小島祥一「不安定性とバブルのマクロ経済理論」(帝京経済学研究 第46第1、2号)は標準的なマクロ経済学の理論モデルの枠組みを採用しつつ、バブル発生メカニズムに焦点を絞った理論的拡張を試みている。

ミクロ的視点からバブルについての理解を促すには、経済主体が完全には合理的ではなく、その行動や思考に偏りがあるナイーブな存在として捉える行動経済学の分析も有益だ。そのような視点を、中島大輔「行動経済学と産業組織論：ナイーブな消費者と市場」(一橋ビジネスレビュー 第61巻1号)が初学者や実務者に向けてわかりやすく解説している。

経済主体が完全に合理的であってもバブル発生(いわゆる rational bubbles)の可能性を排除できないのであれば、ナイーブな経済主体が蠢く世界では尚更バブルを予見し小規模なものに抑える政策能力が重要となろう。そのような意味において、重責を担うのは各国の中央銀行であろう。近年日欧米の中央銀行は政策金利を目標とする伝統的金融政策から、量的緩和などの非伝統的政策手法に大きく舵を切った。市場との対話を通して、経済主体の予想や期待に働きかけることで効果を生むような新しい政策手法が浸透しつつある。予想や期待が突き動かす投資家の行動の集積の一種をバブルと表現するならば、中央銀行はインフレやデフレ・ファイターだけでなく、バブル・ファイターも兼務せざるを得ない。何を有効な政策的ツールとして何を追求すべきか、先進国の多くの中央銀行が難しい判断を迫られている。

その問題の理解の一助となり得るのが、青木浩介・藤原一平「中央銀行と金融政策」(経済セミナー 2013年8・9月号 No.673)である。近年のマクロ経済学の流れに沿って、伝統的金融政策にも触れたうえでゼロ金利制約下の金融政策を解説しており、幅広い読者を想定した解説がなされている。また、春井久志「中央銀行の政策手段とその限界－ECBと『ユーロ危機』」(金融構造研究 第35号)は近年の中央銀行、特にユーロ危機に見舞われた欧州中央銀行に照準を合わせて、その政策手段について

詳細に論じている。非伝統的な金融政策がもたらし得る効果だけでなく、その限界や副作用を整理し具体的に論じている。

バブルを予見することは容易ではなく、それを事後的に指摘することは容易い。それをバブルと呼ぶか、それとも効率的な市場の調整と呼ぶか、見解は分かれるであろうが、実務家にとって重要なのは、その調整に伴う経済攪乱の影響を最小限にとどめることであろう。いずれにしても、金融政策の荷は増すばかりである。

【Reference Review 59-3号の研究動向・全分野から】

最近のアメリカ経済の動向

国際学部教授 宮田 由紀夫

2012年の大統領選挙で現職のオバマ大統領が再選され、13年1月より2期目に入った。オバマ政権一期目のアメリカ経済をまとめた論文を紹介したい。

瀧井光夫「オバマ第1期政権のマクロ経済政策とその効果」『桜美林大学産業研究所年報』（第31号、2013年3月）によれば、リーマンショック後の経済危機に対応して、オバマ大統領は就任直後の2009年2月に「米国再生再投資法」を成立させた。7900億ドル弱、名目GDP比5.5%の大規模な財政出動であった。景気後退は09年6月に終わらせることができた。景気の2番底に陥る懸念から、「2010年減税・失業保険復活・雇用創出法」が成立した。ただ、これは中間選挙で下院を支配した共和党の要望をうけた減税の性格が強い。「2011年米国雇用法」の成立を目指したが、未成立となった。同じケインズ型財政政策でも減税という形であれば共和党の支持を得るのでうまくいくが、公共事業としての支出増加はうまくいかないという政治経済学が理解できる。しかし、近年の景気循環の特徴として、景気の底を打って回復するまでの循環が長くなっている。そのため、失業率が高止まりしてしまった。

田村考司「オバマ政権の先進製造業戦略の論理」『桜美林大学産業研究所年報』（第31号、2013年3月）によれば、アメリカでは対GDP比でも雇用者比率でも製造業が衰退してきたが、オバマ政権はこの傾向を逆行させようとしている。しかし、単に従来の製造業を復活させるのではなく、コンピュータを活用し情報化・自動化を進め、物理学・生物学の知識を基にした最先端の素材を利用した、「先進製造業」の育成である。先進製造業を重視する理由は、高付加価値の雇用を生み出し、イノベーション能力を強化できるからである。生産活動が海外に移転し続けるとイノベーションの能力も衰えてしまうことが懸念される。イノベーションの強化のためには、研究開発は製造と近接していることが重要である。ただ、本論文ではこの種の議論は1980年代後半に主張されていたものとあまり変わっていないことも鋭く指摘されている。具体的な処方箋としては、研究開発投資減税、連邦政府による研究開発予算の拡充、産学官連携の推進などで決定だがない印象は否めない。本論文は、政権の出しているレポートを丁寧にフォローしており参考になる。わが国でも製造業の空洞化が言われて久しいが、国内にモノづくりを維持することが国家にとって重要なかどうか、アメリカでの議論は参考になるであろう。

小俣栄一郎「最近の米国における反トラスト法の執行状況」『公正取引』（No.753、2013年7月）は

2012年度（2011年10月から2012年9月まで）の司法省・連邦取引委員会の反トラスト法（独占禁止法）による取り締まり状況をまとめている。一般に民主党政権下では執行は（企業に対して）厳しくなるので、オバマ政権も訴追件数を増加させており、2012年度は罰金も11億ドルと史上最大となった。懲役・禁固期間も25カ月となり、個人に対する刑が重くなっている。また、経済のグローバル化を反映して、非米国法人（個人）への訴追も増えている。日本企業に就職しても、アメリカ市場でビジネスする限りは反トラスト法を軽視してはいけないのである。

最後に久原正治「金融コングロマリット組織モデルの将来－米国金融組織の変革と持続可能な経営－」『証券経済学会年報』（第48号、2013年7月）は、投資銀行（証券会社）と商業銀行の垣根を築いたニューディール時代（1933年）のグラス・スティーガル法が形骸化していき1998年に正式に廃止され、多角化してグローバルに展開する金融コングロマリットが登場したことを紹介する。しかし、規模が大きくなりすぎ経営できなくなり、独立採算性の事業部なので多角化してもシナジー効果がなく、グローバル化はリスクの地域分散でなく、思わぬリスクが突発する場所を増やしたただけとなった。リーマンショック以降、金融関係者の中からもグラス・スティーガル法の復活が提案される始末である。しかし、規制には抜け穴がみつけれられるので解決策にはならないと主張している。

アメリカ経済はまだまだ巨大で、わが国は好むと好まざるとにかかわらずアメリカ経済と付き合い続けていかなくてはならない。政治的側面も考慮しつつアメリカ経済を多面的にフォローしていくことが必要である。

【Reference Review 59-4号の研究動向・全分野から】

シェールガス革命とその日本経済への影響

商学部教授 広瀬 憲三

原油、天然ガスなどは十分な量を産出する国に限られており、そういう意味では、需要側に合わせて供給量を調整しやすい寡占的な供給構造となっている。そのためエネルギー価格は、高止まりする傾向にある。

世界的にみると、中国をはじめとして発展途上国の経済発展によるエネルギーに対する需要は拡大しており、一方、中東のエネルギー輸出戦略等により、エネルギー価格は高騰を続けている。現在、エネルギーを輸入に依存している日本にとっては、エネルギー価格の上昇は国富を海外に流出させることにもなっている。エネルギー政策として、またエネルギー安全保障として日本は省エネ化と原子力発電による電力の供給の割合を増やしてきた。しかしながら、東北の大震災により福島をはじめ日本の原子力発電所は停止しており、それに伴い、火力発電所の稼働が増加し、原油、液化天然ガス（LNG）の輸入量は拡大している。

このような状況の中、近年言われているシェール革命は、日本にとってエネルギー価格の低下につながり、日本経済にとっては大きなプラスになるといわれている。シェール革命とは、地中の頁岩の硬い岩盤層の中にある天然ガス、原油を新たな掘削方法により採掘することができるようになったことを言う。

岩間剛一論文（「シェール・ガス革命、シェール・オイル革命が世界経済に与えるインパクト」『石

『油開発時報』178号（2013.8）によると、シェール革命は「世界の資源地図を大きく塗り替えるのみならず、世界の産業構造、日本と米国の景気動向を大きく変革する可能性を持っている」と指摘する。すなわち、「安価なシェール・ガスを原料とした石油化学産業、鉄鋼業をはじめとした製造業の復活、割高なエネルギー購入を余儀なくされてきた日本のLNG、LPガスをはじめとしたエネルギー輸入コストの削減という新たなエネルギーの世紀に突入する」と考える。岩間論文によると、日本のLNG輸入額は、「東日本大震災以前の3兆円から6兆円」に拡大し、貿易収支赤字の大きな要因となっており、エネルギー輸入により、より多くの国富の流出をもたらしている」と指摘している。米国でおこったシェール革命は、米国の海外からのエネルギー輸入を減らし、米国の経常収支赤字を改善させ、それがドル高、円安をもたらすことにより、日本の景気にプラスに作用すると同時に、世界的にみて、エネルギー価格を引き下げることにより日本の経常収支にプラスの効果をもたらしてくれると指摘する。

大場紀章論文（『シェール革命』を軸とした世界エネルギー情勢と日本のエネルギー政策の課題』『地銀協月報』637号（2013.7））は、アメリカ発のシェール革命による米国での天然ガス増産は、世界のエネルギー市場に大きな影響を与えているのは事実であるが、米国における埋蔵量は、経済性を考慮に入れるとEIAの見積もりの1割程度であり、また米国以外でのシェールガス・オイルの経済的に回収可能な資源量は不確実であり、中東にとって代わるものではないと指摘する。シェール革命により天然ガスの価格が低下したことは、原子力発電所を停止している日本にとっては大変ありがたいことではあるが、日本は、98%を化石燃料に依存している状況であり、今後のエネルギー政策として「発電用の天然ガス調達コストを減らすための努力を継続しつつ中長期的にはやはり石油の安定供給の確保をするための資源外交を適切に行っていくことが最も重要である。その上で、いかに省エネを進めエネルギー依存度を軽減し、再生可能エネルギーの健全な育成を行って海外依存度を抑えていくかが国内の課題となる」と指摘している。

野神隆之論文（「シェールガス革命は世界天然ガス市場に何をもたらしたのか、その一考察」『石油・天然ガスレビュー』第47巻5号（2013.9））は、シェール革命による天然ガスの世界価格低下が日本経済にとって有利に働くとはしないと主張する。野神論文によると、天然ガスを輸入するためには、液化するコストと輸送コストがかかる。そのため、米国、中国などとエネルギーを産出する国と比べると、エネルギーコストが高くなる。したがって、米国では、今後「石油化学工業、そして石油化学工業で生産されるプラスチックを多用する自動車産業等の製造業の国際競争力」が強化されていくし、また中国では安い人件費で製造業が優位性をもつが、エネルギーコストが高い日本、欧州はその分劣勢に立たされることになるので、シェール革命によって天然ガス価格が下がったとしても、米中との価格差が大きく、製造業での競争で負ける可能性がある」と指摘している。

シェール革命により、天然ガスの供給量も増え、価格も低下したが、経済的埋蔵量がどれだけあるか不確実であり、このような状況はいつまでも続くとはいえない。日本経済が発展していくためにはどのように、どのようなエネルギーを確保するかが重要である。現時点で再生可能エネルギーだけでエネルギーを確保することはできない。そのような中、政府として、明確な中期、長期のビジョンを作成することが重要となる。

【Reference Review 59-4号の研究動向・全分野から】

TPPから日本農業の問題を考える

総合政策学部教授 朴 勝俊

2月22～25日の環太平洋経済連携協定（TPP）交渉は、関税をめぐる日米対立から合意が見送られた。米国が主に自動車分野を守りたいのに対し、日本は農業の「重要5品目」が「聖域」とされる。その品目数は計586品目で、全品目9016品目の6.5%にあたる。全関税撤廃を目的とするTPPで、これを全て守ろうとすれば、たしかに交渉にならない。

そこでTPP賛成派は農業関税の大幅な撤廃を求める。例えば木村福成氏（慶応義塾大）は、「対立構造は農業対製造業ではない、国民が負担している保護コストを顧みず既得権益を保持しようとする人たちと、国際競争に自らをさらして競争力を鍛え上げようとする人たちの間」にあるとしつつ、「日本が農産品にかかる関税を大幅に撤廃できれば、TPP妥結の可能性は一気に高まる」と言い、関税撤廃の猶予（10年の経過期間）と国内補助金の増額で対応できるとする。

賛成派の議論は、貿易・投資促進と地政学的利益の観点からTPPの必要性は自明であり、農業部門での犠牲を求める格好になっている。その際よく用いられるのが、2013年3月15日公表の内閣府試算でしめされた、TPPのGDP効果は差し引き3.2兆円のプラスという数字である。

反対派の議論は『農業と経済』（2013年10月号）の特集にまとめられている。例えば、この試算に用いられたGTAPモデル（応用一般均衡モデルの一種）の前提を批判的に検討したのが鈴木宣弘氏（東京大）である。内閣府試算は関税撤廃のプラス影響が過大な生産性向上効果、資本蓄積効果によって水増しされている一方、農業への打撃が過小評価されていると指摘する。これを補正して同じモデルで計算し、0.5兆円のGDP減少となることを示した。純便益が負であれば、TPPは経済的に正当化されないのではないだろうか。

TPPを通じた構造改革や、関税から国内補助金への転換によって農業を強くできるとの賛成派の主張を、反対派は「幻想」あるいは「現実遊離」と批判する。とはいえ、彼らの議論は実のところ日本農業の苦しさを吐露するものである。磯田宏氏によれば、水田作1ha未満の農業者の「家族労働1時間」あたり農業所得は何とマイナスであり、2ha未満でも403円に過ぎない。農地を集約した集落営農組織でも82%で、「主たる従事者1人当たりの年間所得」が200万円未満（ワーキングプアの水準）である。農水省によれば農業者の平均年齢は65.8歳（2010年）であるから、こうした数字を素直に読めば産業として無理があることは瞭然である。

ところで、農業補助（関税による価格支持と補助金）の金額は一体いくらなのだろう。安達英彦氏によればそれはOECD方式の生産者支持推定量（PSE）でみて約4.6兆円である（2010年）。ただし、この方式は内外価格差をぜんぶ補助とみなす問題が指摘されている。そこで内外市場価格差の分（約0.4億円）を除けば約4.2兆円分の補助が行われている計算となるが、その7割が関税分、3割が補助金分である。ちなみに、農業総生産額は約8.2兆円であるから、半分程度が補助なのだ（安達2013）。

米韓FTAの経験からしても、米国产の牛肉のBSE問題や遺伝子組み換え作物に対する懸念、国民皆保険制度が崩れ医療・医薬に関する制度が「アメリカ化」する心配、環境規制などがISDS（投資家国家間紛争解決処理）によって侵食される恐れなどがある（郭洋春氏、武藤喜久雄氏）。賛成派があまり触れない点まで視野を広げて考えれば、私はTPPに対しては反対である。しかしながら、仮に国内

の農業生産額を現状維持できたとしても、従事者1人当たりの所得を他産業なみに高めるべく、より少数の農業者が大規模に耕作する体制に転換することは、日本農業の将来にとっては必要であるように思う。

<参考文献>

安達英彦（2013）「農業保護政策の国際比較」『JC 総研レポート』vol.28、pp.22-29

石田信隆（2013）「TPP と日本の経済・社会の将来」『世界経済評論』vol.57、No.5

農業と経済（2013）「特集・TPP で変わる農業」『農業と経済』2013.10

木村福成（2014）「農業の関税撤廃 決断を」日本経済新聞 2014年3月20日

【Reference Review 59-5号の研究動向・全分野から】

近年の中小企業政策の動向をめぐる議論

経済学部教授 小林 伸生

中小企業政策の基本的な方針を示す「中小企業基本法」は、1963年に始めて制定され、その後1999年抜本的な改正が行われた。ここでは、従来の二重構造論の考え方に基づいた、大企業との格差を解消すべき対象としての中小企業観から、経済発展の原動力となる「活力ある多数派」として再定義された。各種の政策も、そうした基本的な考え方に基づき、積極的に事業革新を図る中小企業に対する支援に軸足が移されてきたと見ることができる。

昨年6月に、上記の基本法の一部が再改定された（「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律」（平成25年6月21日公布））。再改定の背景には、99年基本法の下での支援政策が、中小企業の中でも比較的規模の大きな中堅企業に焦点が当たっており、ともすれば小規模企業が対象となりにくくなっていたという問題意識が高まっていた点がある。そのため、今回の改訂においては「小規模企業に焦点を当てた中小企業政策の再構築を図り、小規模企業の意義を踏まえつつその事業活動の活性化を推進」（平成25年7月8日中小企業庁発表資料）することが目的とされている。

ところで、近年の中小企業支援政策の大きな特徴としては、海外進出の積極的支援に舵を切った点があげられる。大野泉「ものづくり中小企業の海外展開支援に関する考察」（『統計』2013年10月号）では、この転換の経緯を整理している。論文の中で大野氏は、2010年の中小企業白書において、アジアを中心に増加する国外の需要を踏まえ、世界経済の発展を自らの成長に取り込み、積極的に国際化を行っていく必要性がうたわれていることが紹介され、それが中小企業の海外進出に対する基本スタンスの大きな転換点となったことを指摘している。こうした政府の方針を受け、2012年度以降海外展開支援に対する施策が拡充され、ODA 予算による新規事業や、JETRO による海外支援プラットフォームの立ち上げなどが行われてきた。『国際開発ジャーナル』2013年12月号では、「海外に挑む中小企業～ODA 支援制度の行方を追う」という特集を組み、前年度から開始された「ODA を活用した中小企業等の海外展開支援に係る委託事業」の実施状況を概観したうえで、実施2年目となる2013年度には、高い競争倍率を勝ち抜いた優れた事業案件が採択されるとともに、採択企業の地方分散が実現したことを紹介している。

このように、グローバル化への積極的な対応へと大きく舵を切った中小企業政策であるが、その点については、無秩序なグローバル化支援を戒め、適切な対象に適切な後押しを支援するべきとの見解が示されている。前出の大野論文では、①製品の技術的、物理的、納品上の性格や、②出すべき経営資源と残すべき経営資源の識別をしっかりと行ったうえで、中小企業が親企業に過度に依存せずに自律的に取引できる基礎体力や、自社の製品や経営資源を強化することに対する支援を重視すべきで、海外進出に対しても、苦境からの脱出のための苦肉の策としてではなく、確固たる経営戦略を有して進出する企業を支援するべきであると論じている。また、大阪経済大学の遠原智文氏（「中小企業のグローバル戦略と人材活用～外国人留学生の活用と定着について～」『日本政策金融公庫調査月報』2013年10月号）は、中小企業においても日本への留学経験のある留学生を積極的に活用することにより、アジア進出をスムーズに進めることの必要性を位置付けつつ、留学経験者の上昇志向の強さと母国への帰国願望の強さに応えるキャリア形成の選択肢を企業が与えることの重要性を指摘している。

無論、産業政策は市場メカニズムの中での資源の最適な配分・移転を促進するために行われるべきものであり、中小企業政策もその例外ではない。この点に関して、東洋大学の安田武彦氏（「中小企業政策と中小企業～政策は中小企業にどのように届くのか～」『統計』2013年10月号）は、中小企業政策が、多くの中小企業にとって認知されておらず、その傾向が特に小規模企業であるほど顕著であることを、筆者自身が実施したアンケート調査から実証的に明らかにし、従来型の広報は、小規模企業の活性化に力点を置いた今次の中小企業政策には適合的ではないとの懸念を示している。その上で、企業間ネットワークのハブとなっている主体への重点的な伝達と、そこからの効果的な横展開の重要性を指摘している。

「中小企業」と一括りに定義しても、一定以下の従業者数または資本金規模の企業が全て該当し、零細企業から大企業目前の中堅企業まで、極めて多岐な存在を含む概念である。昨今、政策の焦点となっているグローバル化への対応をはじめ、さまざまな場面で従業員数十名以上の中規模企業と、家族経営の零細企業の間には差異が存在し、また近年それは拡大傾向にある。左記にもかかわらず直近の基本法改訂の前までは、わずかな例外を除き、中小企業政策は概ね一意的に実施されてきた。

今回の基本法改定により、こうした多様な存在としての「中小企業」を、ようやく層別に見て、特に小規模企業に焦点を当てることとなった。このこと自体は、情報の非対称性を縮小し、最適かつスムーズな資源配分の実現に向けた第一歩として、意義のあることであろうと思われる。今後、改訂基本法を理念的なベースとした各種施策が実施されていくことが予想され、グローバル化が進展する中での小規模企業の経営環境の改善に寄与することが期待される。但しそれは、競争力に欠ける零細企業の温存を助長する性質のものではなく、市場競争が最適な資源配分をもたらすべく、競争条件を整えるためのものであるべきことは言うまでもない。

【Reference Review 59-5号の研究動向・全分野から】

戦前期大阪市における住民サービス・公益事業の公営化研究

商学部教授 木山 実

先日、橋下徹大阪市長が出直し市長選挙で再選された。橋下市長率いる大阪維新の会は、「大阪都構

想」のなかで上下水道、港湾、大学などの府市統合、いわゆる二重行政の解消を一つの旗印にしてきたが、都構想に反対の市議会、協議がなかなか進まない法定協議会に業を煮やした市長が再選挙を仕掛けた形になった。

ところで上下水道やゴミ処理のような行政が提供するサービスとは、いつどのような形で始まったのだろうか。慶應義塾大の星野高德氏は、都市の衛生問題のみならず財政面や請負業者の収益性にも目を配る形で、戦前期の東京や大阪などにおける公益事業公営化の史的研究を近年精力的に発表されている。以下では、星野氏の研究から大阪市に関するものを少し紹介したい。

論文「明治期大阪市における塵芥処理市営化」（『三田商学研究』第54巻5号）では、明治期大阪市での塵芥処理—今日風にはゴミ処分と言えようが—が市営化された要因を明らかにするものである。日本では江戸時代後期からコレラが定期的に大流行し特に明治に入ってから流行が繰り返される中、1880年代後半には衛生事業を主管する内務省では、伝染病予防の観点から塵芥処理は上水・下水と並ぶ「衛生三大事業」と認識されるようになっていく。それまで肥料になりうる塵芥は市場で売買可能であったが、明治期における都市化の進展はこの塵芥売買という行為に限界をもたらすことになる。興味深く感じられたのは、当時の2大都市東京市と大阪市を比べた場合、コレラに加え、腸チフス、赤痢が大阪市では東京市より際立った流行を示していたという事実であり、そのことによって大阪市は東京市より約10年も早く塵芥処理が市会での議題にあげられることになったという。そうして大阪市会で1899年に塵芥処理規則と塵芥掃除規則が成立し、市費を投じて市と塵芥処理業者間で請負契約が結ばれ、塵芥処理を行うものとされた。これらの規則により、市営のゴミ集積場ともいべき公設塵芥場と並んで、私設塵芥場および各戸からのゴミの回収や掃除については市費を投入して請負業者が業務を遂行することになった。請負業者の怠慢行為を阻止するために、業者からは事前に身元保証金を徴収しておき、請負遂行ができなくなった場合にはこの保証金は没収されるものと規定されたが、実際には塵芥が滞留したところもあったようで、そのような地域では人足賃を支払って人夫を雇い、掃除に従事させていたとのことで、完璧な業務遂行を求めるのはやはり難しかったようである。請負業者がきちんと業務を遂行しているかを監視するために巡査を配置していたという事実は、いいかげんな業者がいかに多かったかを示唆している。市会では、業者にゴミの回収や掃除を任せる「請負方式」をやめて市直営化に移行しようという議論もなされたが、1900年まで結局は請負方式は継続された。種々の試行錯誤の中、大阪市は1899年に入札により全市一括で単一の請負業者に回収や掃除の業務を任せる方式に移行したが、従来の請負業者からの妨害や市内での塵芥散乱が問題視され、翌1900年に塵芥処理は市直営に切り替えられるに至ったのであった。これらの動きの背景にはもちろん衛生問題への対応という側面もあったが、塵芥処理を任された業者の収益悪化、インセンティブの低下という請負方式が抱えていた限界も指摘されている。

別の論文「戦前期大阪市における屎尿処理市営化」（『経営史学』第48巻4号）は、大阪市で屎尿処理がいかなるプロセスを経て市営化されていったかを教えてくれる。明治期でも屎尿は塵芥以上に農家にとっては貴重な肥料であり売買の対象とされたが、日露戦争後、大阪市周辺隣接部で急激な人口増加がみられ、屎尿が市内で滞留するようになると、大正期後半の1920年頃には、大阪市では民営および市営の屎尿処理工場が建設され、そこでは肥料となる硫酸が屎尿から製造されていたという。大阪市は1921年に別に兵庫県淡路島で処理工場用地を買収するも住民の反対運動に難渋し、結局慰謝料を支払って工場竣工に至ったという。屎尿処理場という住民が嫌がる施設を府県を跨いで建設するという行為が、90年以上も前に行われていたということにまず驚かされる。

1926年以降には硫酸価格が低下し屎尿処理事業の採算性が悪化したため、大阪市は処理工場を休止

し、生肥としての処分を試みていく。財政面の問題や尿尿汲み取り業者の失業問題への配慮から、大阪市は汲み取り業の全市市営化には消極的で、この点は全市市営化に積極的に取り組んだ東京市との対比もなされている。尿尿処理市営化を見合わせた大阪市はその後、下水処理化に重点を置いていくが、各戸での便所の水洗化と下水処理場との連結を要する下水処理構想は市の財政問題や各家庭レベルでは費用がかかりすぎるなどの理由で遅々として進まず、1930年には挫折を余儀なくされる。そして暫定的な処分方法として農村還元処分が採用され、市設集荷場から大阪府内の貯溜槽や他府県向けの陸上・海上輸送、農村への尿尿売却などを市の受託授業とするように方向転換されていく。だがそれも戦時体制下の燃料・労働力不足から、尿尿問題の解決は結局戦後に委ねられることになったという。ちなみに大阪府下での尿尿貯溜槽建設では、市と府がともに建設費を助成しており、この点は二重行政の萌芽が感じられなくもない。また大正期における東京・大阪と欧米都市との腸チフス死亡者数比較では、圧倒的に日本の死者数が多く、戦前期日本の衛生事情の悪さを思い知らされる。

星野高德氏は、他に戦前期東京市における塵芥と尿尿処理の市営化に関する論稿もいくつか著されている。合わせて読みたい。

【Reference Review 59-6号の研究動向・全分野から】

中小企業海外進出における課題と展望：「つながる」アジアに必要なこと

経済学部准教授 栗田匡恒

現在の日本経済が直面する課題は多岐にわたるが、その対策の一つとして企業の海外展開が重要視されていることは論を待たない。例えば、経済産業省の企業の海外展開支援に関する主な事業予算（2014年度）を見てみると「新興国市場開拓事業」、「グローバルニッチトップ企業を目指した海外展開支援」といった新規事業に多額の予算が計上されており、これらの海外展開支援の流れは今後もしばらく継続していくと考えられる。さて、これまでの日系企業の海外進出は主に大企業の動向を中心に議論が行われてきたが、中小企業においても国際化の流れは確実に生じており、輸出や直接投資などを行う中小企業の割合は年々増加の一途をたどっている。先の経済産業省の予算編成を見ても、今年度から「中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業」という新規事業に予算が計上されている。本稿では、こうしたグローバル化の流れの中で、日本の雇用全体の6割を占めると言われる中小企業の海外進出における論点の整理を行う。

まずは、中小企業の海外進出が、当の中小企業にとって利益を生み出すものかどうかを確認しておきたい。中小企業の海外進出は、主に「輸出」、「直接投資」、「生産委託」の3つの経路で行われると考えてよい。例えば、栗田（2014）では、中小企業が輸出を始めた際に生産性が上昇するのかどうかを工業統計調査の個票データをもとに検証している。分析の結果からは、企業規模によって生産性上昇の効果が観察される時期は異なるものの中小企業においても輸出を開始することによるメリットが存在することが示されている。ただし、中小企業においては、こうしたメリットを享受できるまでの時間が大企業に比べて長いために、輸出を途中でやめないような政策的支援が必要であると論じている。また、藤井（2013）では、直接投資を行っている企業へのアンケート調査の結果から、直接投資を行ったおおよそ6割の企業が予想通り、ないしは予想以上の成果を上げており、直接投資は海外事

業のみならず国内事業の競争力をも向上させると結論づけている。また、中小企業の海外進出を国内には存在し得ない成長機会を提供する場として、極めて重要な事項として位置づけている。

さて、藤井（2013）では、中小企業が海外展開を行わない理由として「資金制約」「人材不足」「現地情報・コネクションなどの不足」「国内需要のみで十分」といった理由をあげている。この中で「国内需要のみで十分」という理由は除くが、「資金制約」、「現地情報・コネクションなどの不足」については、先に述べた様々な財政、金融政策支援や、JETRO、金融機関などによる情報提供の環境整備も整いつつあり、問題の解消に向けての政策対応が進んでいる。またこうした資金制約や情報提供の環境整備といった対応は比較的短期間に行うことが出来る。しかしながら、「人材不足」の課題については、人材育成に中長期的な時間がかかることや、企業の事業形態や分野によって、必要とされるスキルなどが異なるため、これらのボトルネックを解消するために取られるべき政策対応は一様ではない。こうした状況下にあるにもかかわらず、中小企業のグローバル人材育成について調査等に基づく客観的な論考は大変少ない。数少ない調査報告である日本政策金融公庫（2013）によれば、人材育成に成功している企業に見られる特性は、社内外を問わず、特定の人材にピンポイントでアクセスし採用活動を行っているという。無論、大企業に比べて中小企業は人材育成に大きな予算や時間を割くことが難しい。このため中小企業の人材育成・確保の戦略は、少ないコストで人材の質を見極める方法を確立することとなるだろう。ただし、こうした対応を行うためには、人材のマッチングを容易にするようなプラットフォーム作りを政府等が確立していく必要がある。

さて、他方海外進出先となる海外に目を向けると、その有望地域として、アジア各国をあげる企業が多い。しかし、その少なくない投資先が現在、中進国の罫と呼ばれる現象に悩まされている。中進国の罫が生じる要因は様々だが、その大きな要因の一つとして、産業の高度化、深化を支える裾野産業・中小企業の育成が立ち後れていることがあげられる。例えば、中進国の罫に陥っているとされるマレーシアの事例を取りあげた中川（2013）によれば、海外直接投資と輸出主導で経済成長を実現してきたマレーシアにとって、さらなる成長に必要なのは先進国企業から地場企業への技術、経営ノウハウの移転である。

アジアの企業は知識やスキルを有した日本企業、技術者からの技術移転を望んでおり、日本の企業は海外経験を有する人材を欲しているため、これら兩者をつなぐ取り組みが、現在様々なレベルで切に求められている。筆者は今年度から日系製造業企業とインドネシアの中小企業を「つなぐ」ためにJICAとインドネシア政府が共同して行っている研究プロジェクト（インドネシア中小企業の生産性向上と日系企業の役割）に研究チームのリーダーとして参加している。インドネシアは膨大な人口を抱える新興市場として、日本のみならず世界の耳目を集めているが、日本とインドネシアがどの程度「つながっている」のかと問われれば、現段階ではその程度は低く、よりよいつながりのために立ちほだかる問題は山積していると言わざるを得ない。こうした問題を解きほぐすために行われている本研究プロジェクトのユニークな点は、最先端の経済理論や定量分析のツールを応用した最新の研究であるだけではない。具体的な政策立案を視野に入れ、研究の方向性や政策プロポーザルを議論する段階で、民間企業やインドネシア政府の方々にも参加いただき、積極的な意見交換を行う。また、それらの意見を活かした実証実験とその検証も行う予定である。

研究と現場を結ぶためには、研究者も民間企業の方々も、そして政府の役人も襟を正して、問題解決にあたらなければならない。それぞれの立場の人間が、こうした泥臭い人間的な対話を粘り強く続けることでしか、どんなに優れた最先端の研究も活かされないのだろう。最近では、若手の社会人を途上国の企業や政府組織に派遣する「日本の若手国際即戦力インターンシップ事業」なども兩者をつ

なぐ取り組みになっており期待が出来る。こうした「つなぐ」ための政策運営や協働が多様なレベルで、多様な立場の人々を巻き込み、そしてより大きな規模で展開されることで、中小企業の海外進出が進み、アジア各国との企業間取引は増加する。問題が山積する日本の行く末にとって、「つながり」を生み出す研究や調査、そしてそれらを反映させた「つなぐ」政策の更なる展開が、中長期的な日本、アジアの発展にとって大きな意味を持つだろう。

栗田匡相 (2014) 「中小企業における輸出と企業力の強化：工業統計マイクロデータを用いた輸出の学習効果の検証」RIETI ディスカッション・ペーパー :14-J-034.

藤井辰紀 (2013) 「中小企業における海外直接投資の効果」日本政策金融公庫論集 21 号

日本政策金融公庫 (2013) 「中小企業のグローバル人材の確保と育成～海外展開に取り組む企業の事例から～」日本公庫総研レポート No.2013-7

中川利香 (2013) 「マレーシアにおける中小企業育成政策の展開—1990 年以降を中心に—」経済論集 (東洋大学) 39 巻 1 号

【Reference Review 59-6号の研究動向・全分野から】

J-IFRSの導入をめぐる研究

商学部助教 譚 鵬

日本における国際財務報告基準 (IFRS) の導入は、最近の日本の会計界で最も関心の高いテーマの一つである。国際会計基準審議会 (IASB) が「高品質でグローバルな会計基準」を目指し開発した IFRS は、現在、世界で最も広く採用されている財務報告基準となっている。世界で 130 ある法域のうち 105 の法域は既に IFRS をアドプションしているが、残る日本など 25 の法域は自国の会計基準と IFRS との差異解消を積極的に検討しているものの、アドプションの段階にはいまだ至っていない (IASB ホームページ、2014 年 7 月 8 日アクセス)。

日本の会計基準は、1990 年代の会計ビッグバンを経て、2001 年から IFRS との差異を縮小するためのコンバージェンス作業が企業会計基準委員会 (ASBJ) によって積極的に進められてきた。その結果、2008 年 12 月には EU から IFRS と同等との評価を得ている。にもかかわらず、既存の日本基準に加えてエンドースメントされた IFRS (J-IFRS) を日本の会計制度に組み入れるのはなぜだろうか？ 辻山栄子「IFRS のエンドースメントをめぐる制度的課題」(企業会計 Vol.66, No. 1 2014.1) は、2010 年 3 月期から IFRS の任意適用が可能になっている特定会社のうち、実際に IFRS 適用に移行した会社はわずかに 20 社余りしかなく、可能な限り早期に日本における IFRS 適用企業数を増やしたいという思いから J-IFRS を策定する結果になったと指摘する。日本は IFRS 財団モニタリングボードおよび会計基準アドバイザーフォーラム (ASAF) のメンバーであり、今後両組織のメンバーに留まるための条件として、その国における「IFRS の使用」が求められている。IASB の定義によれば、「IFRS の使用」とは顕著に IFRS が適用されている状態である。したがって、既に IFRS の任意適用を許容している日本は、顕著に IFRS が適用されている状態を整えることが喫緊の課題になっている。しかし、この課題に取り組むに当たっては、IFRS 適用に対する市場のニーズが十分に確認されている必要がある。それを抜きにして、モニタリングボードや ASAF の席を確保するために市場のニーズのない IFRS

を強制適用することは不合理であると指摘する。

J-IFRS 策定について、金融庁は IFRS をそのまま受け入れるのではなく、「IFRS を構成する個々の基準に関して自国で採用すべきか個別に判断し、受け入れられない部分はカーブアウト（除外）して採用する」という基本的考え方を示した。しかし、IASB は、少しでも修正削除を行ったものは IFRS として公式には認めないというスタンスを取っている。それでは、どのような修正削除であれば IASB が IFRS として認めるのか？この問題を検討する論文は万代勝信「エンドースメントされた IFRS の策定—国際的に理解されるためには」（企業会計 Vol.66, No. 1 2014.1）、加藤厚「当面の方針」による IFRS のエンドースメント手続についての一考察」（企業会計 Vol.66, No. 1 2014.1）がある。

万代論文は、これは理論的な問題ではなく、政治的な問題であると指摘する。J-IFRS の国際的な理解は、ASBJ による IASB の説得にかかっている。そのために、修正削除は必要最小限にとどめる必要があると述べている。さらに、既に IFRS の任意適用を許容している日本であるが、最終的には J-IFRS の強制適用を視野に入れる必要があるとしている。一方加藤論文は、投資家等をはじめとする財務諸表利用者の観点を重視した上で、エンドースメント手続が進められるべきであると指摘する。修正削除の程度次第では、ピュア IFRS（IASB が策定する IFRS そのもの）と比べると J-IFRS の有用性が減殺される恐れがあるため、それを避けるためにも、修正削除を極力少なくして、企業が採用を望むような J-IFRS にする努力が必要と主張している。

J-IFRS が適用開始になると、日本では米国基準、日本基準、ピュア IFRS、及び J-IFRS という4つの異なる会計基準が並存することになる。金融庁は4基準の並存状態は大きな収斂の中での一つのステップと位置付けることが適切であると述べている。これは J-IFRS がいずれは役割を終えてピュア IFRS に移るという意味なのか、あるいは、他の3つの基準のいずれかに収斂されてしまうという意味なのかは分からない。今後 J-IFRS を採用したい企業にとって、J-IFRS の有用性や4基準並存の中長期的展望等是不確定要素である。日本にとって、IFRS 採用企業数を無理矢理増やすような努力ではなく、より長期的な視点に立った基準開発こそが真の意味での IFRS に対する貢献なのであると辻山論文は指摘する。